

# 「宗像市空家等対策計画」を策定

近年、適切な管理が行われていない空き家等が、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害など多くの問題を生じさせています。中には、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、早急な対策が求められています。

そこで市では、地域住民の生活環境などを守ることを目的とし、空家等対策を総合的・計画的に推進するため、同計画を策定しました。

- \* 同計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）第6条に規定するもの
- \* 同計画のパブリック・コメントでは、6件の意見がありました。原案通りとします。詳細は、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「パブリック・コメント」 → 「終了案件」で確認可

## ⚠️ 空き家の適正な管理は、所有者の責任です

空家法で、空き家の適正な管理は、所有者の責務とされています。管理不全な状態の空き家等が原因で、近隣の住民や通行人らに人的・物的損害を与えた場合、所有者らの責任を問われることがあります。

- 住んでいる時から権利関係や登記の変更、相続について早めに準備することが大切です。やむを得ず、空き家にする場合は、適切に管理をしなければなりません。
- 例えば、遠方に居住、仕事が多忙であるなど、定期的な管理が難しい場合は、親戚や管理サービス業者に管理を依頼するなど、適正な管理を行いましょう。また、下記の「空き地・空き家バンク」のように利活用もできます。

### 宗像市空家等対策計画の基本理念

- ▽安全・安心なまちの実現のための居住環境の充実
- ▽空き家等を利活用した住宅市場の活性化

### 空家等対策の具体的な取り組み

利用中	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家化の予防と空き家等の適切な管理の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>▽市民への啓発・所有者らへの空家等対策に関する情報提供・啓発</li> <li>▽高齢者支援に関する専門家らとの連携の検討</li> </ul> </li> </ul>
空家化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家等の利活用の促進           <ul style="list-style-type: none"> <li>▽空き家・空き地バンクの利用促進（住マイむなかたとの連携）</li> <li>▽住宅関連のセミナー事業、空き家活用などの個別相談会などの実施</li> <li>▽空き家管理ビジネスや不用品片付けサービスなどの支援策の検討</li> <li>▽住まい健康診断や耐震改修補助制度などの利用促進</li> <li>▽住宅購入支援事業＝子育て世帯などに対する中古住宅購入補助制度や古家建替え補助制度、三世帯同居・近居住宅支援補助制度などの利用促進</li> <li>▽空き家のリノベーション（*1）やコンバージョン（*2）などに対する民間事業の活性化支援</li> <li>（*1）既存の建物に大規模な工事を行うことで、性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること</li> <li>（*2）既存の建物を用途変更して再生させること</li> </ul> </li> </ul>
管理不全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理不全な空き家等に対する措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>▽特定空家等の認定</li> <li>▽所有者らへの助言・指導、勧告、命令</li> </ul> </li> </ul>
除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理不全な空き家等の解消           <ul style="list-style-type: none"> <li>▽行政代執行（法第14条第9項）</li> <li>▽略式行政代執行（法第14条第10項）</li> </ul> </li> </ul>
跡地の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家等に係る跡地の活用           <ul style="list-style-type: none"> <li>▽地域の課題解決や活性化に向けた跡地の利活用の促進</li> </ul> </li> </ul>



郷土が生んだ画家、中村研一・琢二兄弟のおいの中村嘉彦さんが管理運営する私設の美術館で、研一画伯が使用した家具類を配置した部屋が公開されました。落ち着いた雰囲気の家、中村研一・琢二兄弟のおいの中村嘉彦さんが管理運営する私設の美術館で、研一画伯が使用した家具類を配置した部屋が公開されました。

たどいフログ？  
フォト日記

中村研一・琢二  
生家美術館訪問

座で放出品を見つけて購入したものだそうです。東南アジア製で表面に仏像などが彫られた精巧なもので、多少傷んでいるもののどっしりとした貫禄十分な逸品で見ごたえがありました。

研一・琢二兄弟の作品は、「中村研一・琢二生家美術館」（原町）で、毎月第1日曜日を含む金曜日からの3日間、無料で開館されていますので、ぜひ鑑賞してみてください。

\*市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/>も、市長ブログを紹介しています。

問い合わせ先  
秘書政策課秘書担当  
☎(36)0890

### 空き家等の利活用

#### 宗像市「空き家・空き地バンク」に登録しませんか

売却・賃貸を希望する人の空き家・空き地の不動産情報を、市役所の窓口やインターネットなどを通じて購入・賃貸を希望する人に提供するものです。

\* 詳細は、「宗像に住もうよ」HP <http://munakata-live.com/> → 「宗像市空き家・空き地バンク」で確認可

■ 問い合わせ先 秘書政策課定住化推進担当 ☎(36)1284

①登録申し込み → ②調査依頼 → ③調査・媒介契約(\*) → ④調査結果報告 → ⑤問い合わせ・仲介 → ⑥調査結果報告 → ⑦情報提供

貸売りたい人 / 借りたい人

(\*) 不動産取り引きの中で間に入る

### 管理不全の場合（特定空家等に対する措置）

特定空家等とは、建築物の倒壊や部材の脱落・飛散などで、著しく保安上危険となるおそれのある状態などを指します。（空家法第2条第2項）この特定空家等と認定されると、空家法に基づく措置で状態の改善を求めることになり、行政処分の対象とする場合があります。

主な措置の流れ

立入調査 → 助言・指導 → 勧告 → 命令 → 行政代執行

● 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により徴収します

空き家等を持っている人で困っている場合は、気軽に問い合わせください。問い合わせ先 地域安全課 ☎(36)5050

## 弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談（予約制・1時間）無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110 (受付時間・平日9～17時)

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事（相続・離婚等）、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、犯罪被害、成年後見、遺言、債務整理、過払金回収、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号 赤間センタービル3階（JR赤間駅北口）所属弁護士 小出真実・高本稔久（福岡県弁護士会所属）

<4月・5月の休日相談実施日>  
4月29日（土・祝）・5月13日（土） いずれも10～13時（各3名様まで、要予約）平日に時間が取れない方、ぜひ、ご利用ください。各相談日の前日までに御予約をお願いします。年度末、年度初めは相談が混み合いますので、お早めの御予約をお勧めします。なお、上記日時に限らず、平日の相談は、随時お受けしております。

## 電気自由化始まりました。IH+エコキュート オール電化

始めてみませんか? 買い替え時期ではないですか?

商品代 300,000円 + 工事費 70,000円 = 370,000円

最新型 Panasonic IH+エコキュートセット 150,000円

30 KZ-F32AK 単品価格50,000円(税別)

販売しすぎて、九州電力様・Panasonic様より表彰されました。

電気工事と水廻りの事なら電太郎 福岡知事登録201039号

### (株)電太郎

☎0120-315-194 ☎093-293-5755

【住所】福岡県遠賀郡遠賀町鬼津417番地  
【営業時間】9:00～21:00 年中無休  
【ローン】取り扱い2.85%～

電太郎4つの約束  
アフター抜群 商品は最新型  
工事は丁寧 補償も長い